

令和3年10月11日

関係者各位

破産者 株式会社J Cサービス

破産管財人 弁護士 深 山 雅 也

破産手続開始に関するお知らせ

拝啓 平素より株式会社J Cサービス（以下「当社」といいます。）の事業にご理解・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、本年5月27日に東京地方裁判所より民事再生手続開始の決定（令和3年（再）第10号）を受け、同決定と同時に、民事再生法64条1項に基づき管理命令が発令されて当職が管財人に選任され、管財人のもとで事業を継続して参りましたが、東京地方裁判所は、本年9月9日、民事再生手続を廃止する旨の決定をし、同決定が確定した本年10月9日午前0時、当社について破産手続開始の決定（令和3年（フ）第6085号）をし、同決定と同時に、当職が破産管財人に選任されました。

今後、当社については、破産手続を通じて適正かつ公平な清算が行われることとなりますが、破産管財人において認識しております債権者の方々には、個別に、破産手続開始通知書及び破産債権届出書が裁判所から送付されます。

関係者各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社J Cサービス 破産管財人室

電話 03-3343-8783

（平日午前10時～午後5時まで）